

大阪府立寝屋川支援学校教育振興基金規程

(名称)

第1条 本基金を「寝屋川支援学校教育振興基金」(以下「基金」という。)と称する。

(目的)

第2条 基金は、大阪府立寝屋川支援学校において、児童生徒の安全確保、教育環境の整備等に関し、その水準の向上に資することを目的とする。

(事業)

第3条 基金は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 学校管理下における児童生徒の負傷、疾病等に際して、医療費等、緊急に要する支出の一時立替
- (2) 学校管理下における児童生徒の安全確保に要する経費の支出等
- (3) 教育環境（校内施設設備品を含む。）の向上のために要する物品購入・提供等
- (4) 教育活動等（授業以外の学校が関わる活動を含む。）を援助する経費の支出
- (5) 防災・災害対策に要する物品購入・提供等
- (6) 上記の外、児童生徒の安全確保、教育環境の整備等の水準の向上に資する経費であって、PTAが負担することが認められるものの支出等

(会計)

第4条 基金の資金は、次のものをもって充てるものとする。

- (1) 「大阪府立寝屋川支援学校安全互助基金会計」の清算金
- (2) PTA事業収益金
- (3) 寄付金その他の雑収入

(会計年度)

第5条 基金の会計は、PTAの特別会計とし、会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(監査)

第6条 基金に会計監査を置き、PTAの会計監査をもって充てる。

(会計報告)

第7条 PTA会長は、基金の決算書を作成し、会計監査委員による監査を受けた上、PTA総会において報告しなければならない。

(雑則)

第8条 この規程についての必要な事項は別に定める。

附則

この規程は公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。